

平成27年4月1日

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会一般事業主行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 期間 平成27年4月1日 から 平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

(対策)

- ・平成27年4月～制度に関するパンフレット等を社員に配布、また個別相談に応じ、職員への周知情報提供を行う。
- ・平成27年4月～職員勉強会等で、テーマとして取り上げ職員の理解を深める。

目標2

年次有給休暇の積極的な取得推進を図る。

(対策)

- ・平成27年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・平成27年7月～計画的な取得に向け、各部署において年次有給取得計画を策定する。